

令和7年1月21日  
破産者 株式会社プラスアルファ  
破産管財人 弁護士 田口 和幸

### 第3回債権者集会における破産管財人の報告書

#### 第1 前回集会以後に行った管財業務

##### 1 資産の換価等

当職は、令和6年7月16日付けで日本年金機構渋谷年金事務所（以下「日本年金機構」という）による差押えが解除された後、9件の破産者名義預金口座を解約し、合計16,816,777円を回収した。

また、関係会社に対する債権のうち再生手続開始の申立てを行った株式会社エフ・エフ・アルファ（以下「エフ・エフ・アルファ」という）に対する再生債権の基本弁済107,284円を受領した。

##### 2 未払賃金立替払請求手続

当職は、令和6年4月中旬までに未払賃金立替払請求手続の対象となる全ての元従業員に破産者が把握していた事項を記入済みの請求書用紙を発送した。その後、元従業員より、順次、振込口座等の必要事項を記載した請求書の返送を受けて、当職が返送された請求書について証明を行い、労働者健康安全機構に提出したことにより、同機構より未払賃金の立替払いが実施された。本集会期日までに、対象者415名のうち409名について立替払いが実施済みである。

##### 3 破産開始前に行われた社会保険にかかる審査請求の対応

破産者は、破産開始前の令和5年1月31日付けで、運転資金を得るために売掛債権に対する自己信託を設定し、それにより生じる優先受益権をモルガン・スタンレー・クレジット・プロダクツ・ジャパン株式会社（以下「モルガン社」という）に譲渡し、譲渡代金を得ていた。

その後、令和5年8月下旬に日本年金機構が自己信託の対象である売掛債権等に対する差押えを行い、売掛債権等を回収したため、破産者は、同月9月28日に当該差押えの取消を求める審査請求を行っていた。

当職は、破産開始後、信託の受託者兼劣後受益権を有していた破産者の地位を勘案し、上記審査請求手続に関して必要な対応を行った。

日本年金機構は、令和6年7月16日付けで自己信託の対象である売掛債権等に対する差押えを解除し、モルガン社が日本年金機構に対して回収済みの売掛債権相当額について不当利得返還請求を行ったが、日本年金機構はこれに応じていない。

モルガン社は、日本年金機構が不当利得として返還すべき額が優先受益権の残元本と遅延損害金を上回り、その残額が破産財団に属する劣後受益権に償還されるはずであるとして、当職に対し、日本年金機構に対する不当利得返還請求に関する交渉に協力するように要請している。

当職が日本年金機構より受領した滞納保険料充当通知や差押解除通知を確認したところ、モルガン社が主張するとおり、日本年金機構が不当利得返還請求に応じれば劣後受益権に対する償還が一定程度見込まれ、当該償還額だけ破産財団が増殖する可能性があることから、当該償還の有無について見通しをつけるために必要であると認められる限り、モルガン社の要請に応じ、同社に協力して交渉することが得策と解される。

以上により、当職は、本集会期日後、引き続きモルガン社に協力して日本年金機構に不当利得返還請求を行う予定である。

## 第2 破産財団の状況

- 1 別紙財産目録・収支計算書記載のとおりである。
- 2 破産財団の現在残高は39,090,078円である。

## 第3 今後の管財業務の方針について

上記のとおり、劣後受益権に対する償還による財団増殖の可能性を見極めるため、モルガン社に協力して日本年金機構に不当利得返還請求を行う予定である。

## 第4 配当の見込みについて

現時点で当職が把握している財団債権が611,035,770円であるのに対して、破産財団の現在残高は39,090,078円にとどまる。

今後、劣後受益権に対する償還による財団増殖が図られたとしても、上述のとおり財団債権額を超える財団組入を得るには至らないと考えられることから、破産債権者に対する配当を見込むことはできない。

東京地方裁判所 令和5年(フ)第7060号

破産者 株式会社プラスアルファ

破産管財人弁護士 田口 和幸

## 財 産 目 録

### 資 産 の 部

(作成日=令和7年1月21日)

番号	科目	簿価	現在額	備考
1	現金	0	6,080,966	回収済。予納金を含む。
2	預金	65,137,807	24,187,805	
3	売掛金	50,345,466	409,623	
4	還付金	0	6,719,922	回収済。厚生年金保険料等の還付金。
5	立替金	1,730,947	0	回収不能(反対債権がある債権や元従業員に対する債権)
6	貸付金	36,551,235	3,227,535	関係会社((株)ガネット)に対する債権。再生債権弁済を受領済。
7	未収入金	85,134,482	107,284	関係会社債権。うち株式会社ガネットに対する債権は上記6の再生債権弁済を受領済。また、株式会社エフ・エフ・アルファに対する債権も再生債権基本弁済(107,284円)を受領済で、追加弁済請求権は株式会社大京に譲渡する予定。未回収の債権のうち10,262,871円はマックスアルファ(株)に対する債権であり、7,449,597円は株式会社アルファセンセーションに対する債権であり、2社の破産手続開始申立てにより回収不能。
8	仮払金	1,074,777,796	0	関係会社債権。そのうち283,318,875円はマックスアルファ(株)に対する債権であり、同社の破産手続開始により回収不能。150,275,988円は(株)エフ・エフ・アルファに対する債権であり、79,901,980円は(株)ガネットに対する債権であり上記6の備考欄記載のとおり回収済。
9	貸付金	36,551,235	0	(株)ガネットに対する債権であり、上記6の再生債権弁済を受領済。
10	保険解約返戻金	12,293,600	0	回収不能(日本年金機構が差押後に回収)
11	預け金	759,840	759,840	回収済
12	敷金保証金	107,430,283	6,590,821	回収済
13	株式	2,450,000	276,210	ワールドホールディングス株式売却代金。その他はマックスアルファの株式であり回収不能。
14	出資金	7,240,000	10,000	100,000円を回収済。回収見込額は103,000円。
15	什器備品	0	165,000	回収済(PC及びモニタ等)
16	金券等	0	68,509	回収済
	資産合計	1,480,402,691	48,603,515	

### 負 債 の 部

番号	科目	届出額	評価額	備考
1	財団債権(公租公課)	497,072,883	497,072,883	
2	財団債権(労働債権)	111,087,546	111,087,546	未払給与
3	財団債権(その他)	373,814	2,875,341	通信費等
4	優先的破産債権	22,310,333	22,310,333	解雇予告手当
5	一般破産債権	届出留保	-	
	負債合計	630,844,576	633,346,103	

## 収支計算書

(令和5年11月10日～令和7年1月21日)

(単位:円)

収入の部				支出の部			
番号	科目	金額	備考	番号	科目	金額	備考
1	現金回収	3,080		1	履行補助者給与	5,578,635	※2
2	預金回収	24,187,805		2	書類保管・廃棄料	982,982	※3
3	予納金組入	6,077,886		3	税理士報酬	898,110	
4	債権回収	4,094,659		4	社会保険労務士報酬	679,800	
5	還付金回収	6,719,922	※1	5	人事労務ソフト使用料	42,900	
6	敷金回収	6,590,821		6	通信費	278,378	
7	売掛金回収	409,623		7	その他管財費用	925,318	※4
8	株式等換価	276,210		8	郵送費	51,925	
9	什器売却代金	165,000		9	交通費	25,380	
10	出資金回収	10,000		10	書類等梱包費用	50,908	
11	金券等売却代金	68,509					
12	受取利息	899					
	収入合計	48,604,414			支出合計	9,514,336	

差引残高

39,090,078

※1 破産会社の従業員の退職により厚生年金保険の資格を喪失したことに伴い、納付済みの厚生年金保険料等が還付されたものである。

※2 令和5年11月度及び12月度は11名分、令和6年1月度は7名分、同年2月度は6名分、同年3月度は6名分、同年4月度は4名分の破産管財人の履行補助者の給与の合計額である。

※3 本社及び支店で保管されていた書類のうち保管を要するものを倉庫に預託し、廃棄すべき書類の溶解処分を委託した費用である。

※4 残高証明書発行料、給与等の振込手数料と税理士報酬の源泉徴収税である。